



発行 新潟県

第 26 号

令和元年8月2日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 281 歴史博物館前売券販売による観覧料の徴収事務委託（文化振興課）
- 282 基本測量の実施通知（監理課）
- 283 公共測量の実施（監理課）
- 284 公共測量の実施（監理課）
- 285 公共測量の実施（監理課）
- 286 公共測量の終了通知（監理課）

公 告

- 特定調達契約の契約者等（医務薬事課）
- 特定調達契約の契約者等（医務薬事課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 採石業務管理者試験の実施（河川管理課）
- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）

病院局管理規程

- 2 新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程（病院局業務課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

告 示

◎新潟県告示第281号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県立歴史博物館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年8月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 委託した事務
「秋季企画展 第34回国民文化祭、第19回全国障害者芸術・文化祭特別展国民の文化財」前売観覧券の観覧料の徴収に関する事務
- 2 委託期間
令和元年8月2日から令和元年9月30日まで
- 3 前売観覧券販売期間
令和元年8月2日から令和元年9月13日まで
- 4 前売観覧券の販売場所及び委託を受けた者

販売場所	委託を受けた者
NIC 新潟日報各販売店	新潟市中央区万代3丁目1番1号 株式会社新潟日報サービスセンター 代表取締役 吉倉 久一朗
長岡市城内町1丁目611-1 株式会社文信堂書店 長岡店	新潟市中央区東万代町9-24 株式会社文信堂書店 代表取締役 廣木 正廣

◎新潟県告示第282号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年8月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 基本測量（河川事業に伴う水準測量）
- 2 作業期間 令和元年8月6日から令和元年10月1日まで
- 3 作業地域 新潟市北区、新潟市東区、新潟市中央区
新潟市秋葉区、新潟市西区、上越市、阿賀野市

◎新潟県告示第283号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年8月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ計測）
- 2 作業期間 令和元年8月5日から令和元年12月13日まで
- 3 作業地域 岩船郡関川村大字安角、新発田市島潟

◎新潟県告示第284号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年8月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（1級及び2級水準測量）
- 2 作業期間 令和元年8月1日から令和元年12月23日まで
- 3 作業地域 （1級水準測量）
新潟市、新発田市、阿賀野市、上越市、妙高市
（2級水準測量）
柏崎市、南魚沼市

◎新潟県告示第285号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年8月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（県営経営体育成基盤整備事業 高柳地区 確定測量）
- 2 作業期間 令和元年7月23日から令和2年1月15日まで
- 3 作業地域 妙高市大字高柳ほか地内

◎新潟県告示第286号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、長岡市長から次のと

おり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年8月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（修正測量）
- 2 作業期間 平成30年9月3日から平成31年3月28日まで
- 3 作業地域 長岡市

公 告

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年8月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達件名及び数量
タミフルカプセル75 100カプセル（P T P） 行政備蓄用
100カプセル包装品 8,356箱（83,560人分）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県福祉保健部医務薬事課
新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
随意契約
- 5 契約日
令和元年7月5日
- 6 契約者の氏名及び住所
中外製薬株式会社
東京都北区浮間五丁目5番1号
- 7 契約価格
157,452,108円
- 8 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年8月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達件名及び数量
イナビル吸入粉末剤20mg 行政備蓄用
20mg 1キット×300容器（成人150治療分） 86,100人分
20mg 1キット×2容器（成人1治療分） 3,500人分
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県福祉保健部医務薬事課
新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式

随意契約

- 5 契約日
令和元年7月5日
- 6 契約者の氏名及び住所
第一三共株式会社
東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号
- 7 契約価格
155,133,440円
- 8 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号の規定による。

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和元年8月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 新発田東ショッピングセンター
所在地 新発田市東新町4丁目3964 外
設置者 株式会社ウオロク 他1者
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更(大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更)に関する届出
公告日 平成31年3月12日
- 3 意見の概要
(1) 新発田市からの意見の概要
意見なし
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
令和元年8月2日から令和元年9月2日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和元年8月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 ライフガーデン新発田複合商業施設計画
所在地 新発田市舟入町三丁目541-2 外
設置者 芙蓉総合リース株式会社 他1者
 - 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更(大規模小売店舗を設置する者の住所の変更)に関する届出
公告日 平成31年2月19日
 - 3 意見の概要
(1) 新発田市からの意見の概要
意見なし
-

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和元年8月2日から令和元年9月2日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和元年8月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ダイレックス上越店

所在地 上越市安江二丁目90番3 外

設置者 芙蓉総合リース株式会社

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更(大規模小売店舗を設置する者の住所の変更)に関する届出

公告日 平成31年2月19日

3 意見の概要

(1) 上越市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和元年8月2日から令和元年9月2日まで

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和元年8月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 長岡古正寺ショッピングセンター

所在地 長岡市古正寺町320番地 外

設置者 株式会社アルペン 他1者

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更

(変更前) 株式会社アルペン 代表取締役 水野 泰三

(変更後) 株式会社アルペン 代表取締役 水野 敦之

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更

(変更前) 株式会社アルペン 代表取締役 水野 泰三

(変更後) 株式会社アルペン 代表取締役 水野 敦之

3 変更年月日

平成28年9月28日

4 変更の理由

- (1) 設置者の代表者の変更のため
- (2) 小売業者の代表者の変更のため
- 5 届出年月日
令和元年7月24日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和元年8月2日から令和元年12月2日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和元年8月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 長岡古正寺ショッピングセンター
所在地 長岡市古正寺町320番地 外
設置者 株式会社アルペン 他1者
- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の自動車の出入口の位置
(変更前)位置 届出書に添付された図面のとおりに
(変更後)位置 届出書に添付された図面のとおりに
- 3 変更年月日
令和元年7月25日
- 4 変更の理由
市道の拡幅工事に伴い、出入口1、4の位置に変更が生じるため。
- 5 届出年月日
令和元年7月24日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和元年8月2日から令和元年12月2日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

採石業務管理者試験の実施について(公告)

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により、令和元年度(第48回)採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和元年8月2日

新潟県知事 花角 英世

1 試験の日時及び場所

令和元年10月11日(金) 午前10時から正午まで
新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁 西回廊講堂

2 受験手続

(1) 受験願書請求先

新潟県土木部河川管理課
県内各地域振興局地域整備部又は津川地区振興事務所

(2) 受験願書提出先

新潟県土木部河川管理課

(3) 受験願書受付期間

令和元年8月21日午前8時30分から令和元年9月20日午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)とし、郵送の場合は、令和元年9月20日付け消印のあるものまでを有効とする。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、除雪機械等の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

令和元年8月2日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ア	ロータリ除雪車(2.2m級、後輪ダブルタイヤ付)	1台
イ	ロータリ除雪車(2.6m220kW級、ロング雪切板、後輪ダブルタイヤ付)	1台
ウ	ロータリ除雪車(2.6m220kW級、スイング式雪切板、後輪ダブルタイヤ付)	1台
エ	ロータリ除雪車(2.6m220kW級、スイングオーガ装置付)	1台
オ	除雪グレーダ(4.0m級、シャッターブレード付)	1台
カ	除雪グレーダ(4.3m級、シャッターブレード付)	1台
キ	除雪ドーザ(18t級、反転エッジ付)	1台
ク	小形除雪車(1.3m級、ロング雪切板付)	2台
ケ	凍結防止剤散布車(湿式3t級、4×4)	1台
コ	凍結防止剤散布車(湿式4t級、4×4)	1台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和2年3月16日(月)

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

上記(1)ア〜クについては、落札決定に当たり、件名ごとに入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「除雪機械価格」という。)に自賠償保険料を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった除雪機械価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、上記(1)ケ及びコについては、落札決定に当たり、件名ごとに入札書に記載された金額から、使用済自動車の再資源化に関する法律(平成14年法律第87号)によるリサイクル料金等(以下「リサイクル料金等」という。)を除いた金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「車両価格」という。)に、リサイクル料金等、自賠償保険料及び自動車重量税を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった車両価格の110分の100に相当する金額にリサイクル料金等を加算した金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。
- (5) 当該調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であり、また修理に必要なサービス工場等を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

- (3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断したものにあっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

- (4) 入札書の受領期限

令和元年9月12日(木) 午後5時

- (5) 開札の日時及び場所

令和元年9月13日(金) 午前10時

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和元年8月23日(金)午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

- (5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和元年9月3日(火)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約書作成の要否

要

- (9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- | | |
|--|-----------|
| ① Rotary snow blower with rear double tires (Clearing width: 2.2-meter type) | [1] unit |
| ② Rotary snow blower with long blade and rear double tires (Clearing width: 2.6-meter type; rated output:220-kilowatt) | [1] unit |
| ③ Rotary snow blower with swing blade and rear double tires (Clearing width: 2.6-meter type; rated output: 220-kilowatt) | [1] unit |
| ④ Rotary snow blower with attached swing auger device (Clearing width: 2.6-meter type; rated output: 220-kilowatt) | [1] unit |
| ⑤ Snow grader with shutter blade (Blade length: 4.0-meter) | [1] unit |
| ⑥ Snow grader with shutter blade (Blade length: 4.3-meter) | [1] unit |
| ⑦ Snow dozer with reversible edge (Tire type: 18-ton) | [1] unit |
| ⑧ Small snow blower with long blade (Clearing width: 1.3-meter type) | [2] units |
| ⑨ Truck for spreading anti-icing material (Four-wheel drive, Wetting system; maximum carrying capacity:3-ton type) | [1] unit |
| ⑩ Truck for spreading anti-icing material (Four-wheel drive, Wetting system; maximum carrying capacity:4-ton type) | [1] unit |

(2) Deadline for bid participant applications:

5 : 00 P.M. Sep 3, 2019 (Tues.)

(3) Date of bid opening:

10 : 00 A.M. Sep 13, 2019 (Fri.)

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture, Japan 950-8570

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第 2 号

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年 8 月 2 日

新潟県病院事業管理者 岡 俊幸

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程

新潟県立病院の料金に関する規程 (昭和39年新潟県病院局管理規程第 4 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正後部分」という。) が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(料金)</p> <p>第 2 条 条例第 4 条第 3 項の規定に基づく料金は、消費税法 (昭和63年法律第108号) 別表第 1 第 6 号に規定する資産の譲渡等又は同表第 1 第 8 号に規定する助産に係る資産の譲渡等 (以下「助産に係る資産の譲渡等」という。) に該当しない診療その他の給付のうち健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法 (以下「健康保険法の規定による算定方法」という。)、入院時食事療養費に係る食事療養に要する費用の額の算定に関する基準及び入院時生活療養費に係る生活療養に要する費用の額の算定に関する基準 (以下「健康保険法の規定による算定基準」という。) に掲げるもの (別表に掲げるものを除く。) にあつては健康保険法の規定による算定方法及び健康保険法の規定による算定基準により算定した額に<u>1.1</u>を乗じて得た額 (10円未満は四捨五入する。)、それ以外の診療その他の給付にあつては別表に掲げる額とする。ただし、行政上の必要があると認めるときは、国又は地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体と、この規程によらない額の契約をすることができる。</p> <p>別表 (第 2 条関係)</p> <p>1 非紹介患者等負担額</p> <p>(1) 初診時</p> <p>ア 十日町病院 <u>1,290円</u></p> <p>イ がんセンター新潟病院 <u>2,290円</u></p> <p>ウ 中央病院、新発田病院</p> <p>(ア) 医科 <u>5,500円</u></p> <p>(イ) 歯科 <u>3,300円</u></p> <p>(2) 再診時</p> <p>中央病院、新発田病院</p> <p>ア 医科 <u>2,750円</u></p> <p>イ 歯科 <u>1,650円</u></p>	<p>(料金)</p> <p>第 2 条 条例第 4 条第 3 項の規定に基づく料金は、消費税法 (昭和63年法律第108号) 別表第 1 第 6 号に規定する資産の譲渡等又は同表第 1 第 8 号に規定する助産に係る資産の譲渡等 (以下「助産に係る資産の譲渡等」という。) に該当しない診療その他の給付のうち健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法 (以下「健康保険法の規定による算定方法」という。)、入院時食事療養費に係る食事療養に要する費用の額の算定に関する基準及び入院時生活療養費に係る生活療養に要する費用の額の算定に関する基準 (以下「健康保険法の規定による算定基準」という。) に掲げるもの (別表に掲げるものを除く。) にあつては健康保険法の規定による算定方法及び健康保険法の規定による算定基準により算定した額に<u>1.051</u>を乗じて得た額 (その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)、それ以外の診療その他の給付にあつては別表に掲げる額とする。ただし、行政上の必要があると認めるときは、国又は地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体と、この規程によらない額の契約をすることができる。</p> <p>別表 (第 2 条関係)</p> <p>1 非紹介患者等負担額</p> <p>(1) 初診時</p> <p>ア 十日町病院 <u>1,260円</u></p> <p>イ がんセンター新潟病院 <u>2,250円</u></p> <p>ウ 中央病院、新発田病院</p> <p>(ア) 医科 <u>5,400円</u></p> <p>(イ) 歯科 <u>3,240円</u></p> <p>(2) 再診時</p> <p>中央病院、新発田病院</p> <p>ア 医科 <u>2,700円</u></p> <p>イ 歯科 <u>1,620円</u></p>

2 180日を超える入院に係る特別入院料
 1日につき、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成18年厚生労働省告示第498号。以下「告示第498号」という。)第10号に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た点数により算出した額に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)

3 入院室料差額

- (1) 特別S室 1日につき 18,260円
- (2) 特別A室 1日につき 8,910円
- (3) 特別B室 1日につき 6,160円
- (4) 特別C室 1日につき 5,280円
- (5) 特別D室 1日につき 3,630円
- (6) A室 1日につき 2,420円
- (7) B室 1日につき 1,760円

ただし、小上がりを設置する場合は、3,300円を増額する。

また、病院長は、病院局長の承認を受けて当該各号に定める額の範囲内の料金を定めることができる。

4 受託検査料及び受託エックス線撮影料

健康保険法の規定による算定方法により算定した額(以下「医科点数表により算定した額」という。)に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)

ただし、エックス線撮影に使用したフィルムは、病院における購入価格に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)とする。

5 (略)

6 文書料

- (1) 診断書、証明書
 - ア 普通のもの 1件につき 1,650円
 - イ 複雑なもの(ウ以外で難しい内容のもの) 1件につき 3,850円
 - ウ 特殊なもの(恩給診断、年金診断及び自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に係るもの等保険給付のあるもの) 1件につき 5,500円
- (2) 死亡診断書、死体検案書
 - ア 普通のもの(医師法施行規則(昭和23年厚生省令第47号)に定めるもの等一般的なもの) 1件につき 3,300円

2 180日を超える入院に係る特別入院料
 1日につき、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成18年厚生労働省告示第498号。以下「告示第498号」という。)第10号に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た点数により算出した額に1.051を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

3 入院室料差額

- (1) 特別S室 1日につき 17,930円
- (2) 特別A室 1日につき 8,750円
- (3) 特別B室 1日につき 6,050円
- (4) 特別C室 1日につき 5,180円
- (5) 特別D室 1日につき 3,560円
- (6) A室 1日につき 2,380円
- (7) B室 1日につき 1,730円

ただし、小上がりを設置する場合は、3,240円を増額する。

また、病院長は、病院局長の承認を受けて当該各号に定める額の範囲内の料金を定めることができる。

4 受託検査料及び受託エックス線撮影料

健康保険法の規定による算定方法により算定した額(以下「医科点数表により算定した額」という。)に1.051を乗じて得た額のそれぞれ9割相当額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

ただし、エックス線撮影に使用したフィルムは、病院における購入価格に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)とする。

5 (略)

6 文書料

- (1) 診断書、証明書
 - ア 普通のもの 1件につき 1,620円
 - イ 複雑なもの(ウ以外で難しい内容のもの) 1件につき 3,780円
 - ウ 特殊なもの(恩給診断、年金診断及び自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に係るもの等保険給付のあるもの) 1件につき 5,400円
- (2) 死亡診断書、死体検案書
 - ア 普通のもの(医師法施行規則(昭和23年厚生省令第47号)に定めるもの等一般的なもの) 1件につき 3,240円

イ 特殊なもの(生命保険用等特別なもの) 1件につき <u>5,500円</u>	イ 特殊なもの(生命保険用等特別なもの) 1件につき <u>5,400円</u>
(3) (略)	(3) (略)
(4) エックス線複写フィルム	(4) エックス線複写フィルム
ア 半切 1枚につき <u>780円</u>	ア 半切 1枚につき <u>770円</u>
イ 大角 1枚につき <u>650円</u>	イ 大角 1枚につき <u>640円</u>
ウ 大四ツ切 1枚につき <u>510円</u>	ウ 大四ツ切 1枚につき <u>500円</u>
エ 四ツ切 1枚につき <u>400円</u>	エ 四ツ切 1枚につき <u>390円</u>
オ 六ツ切 1枚につき <u>280円</u>	オ 六ツ切 1枚につき <u>270円</u>
カ 光ディスク 1枚につき <u>1,310円</u>	カ 光ディスク 1枚につき <u>1,290円</u>
(5) (略)	(5) (略)
7 セカンドオピニオン料	7 セカンドオピニオン料 <u>1件につき 10,800円</u>
(1) <u>がんセンター新潟病院</u> <u>1件につき 16,500円</u>	
(2) (1)以外の場合 <u>1件につき 11,000円</u>	
8 医師面談料	8 医師面談料
(1) 保険会社(生命保険、損害保険等)調査員と 医師が面談を行った場合 1回につき <u>5,500円</u>	(1) 保険会社(生命保険、損害保険等)調査員と 医師が面談を行った場合 1回につき <u>5,400円</u>
(2) (1)以外の場合 1回につき <u>3,300円</u>	(2) (1)以外の場合 1回につき <u>3,240円</u>
9 洗たく料	9 洗たく料
(1) 大物(着物類、毛糸衣類、洋服上下、運動着 上下、パジャマ上下その他これらに類するもの) 1枚につき <u>280円</u>	(1) 大物(着物類、毛糸衣類、洋服上下、運動着 上下、パジャマ上下その他これらに類するもの) 1枚につき <u>270円</u>
(2) 中物(上着、ズボン、ワイシャツ、運動着及 びパジャマ等の上下いずれか1つその他これら に類するもの) 1枚につき <u>170円</u>	(2) 中物(上着、ズボン、ワイシャツ、運動着及 びパジャマ等の上下いずれか1つその他これら に類するもの) 1枚につき <u>160円</u>
(3) 略	(3) 略
10 健康診断料	10 健康診断料
(1) 普通健康診断料 1人につき <u>3,170円</u> (乳幼児にあつては、 <u>3,990円</u>) ただし、集団検診の場合は、病院長は、2割 を限度として料金を増減することができる。	(1) 普通健康診断料 1人につき <u>2,960円</u> (乳幼児にあつては、 <u>3,750円</u>) ただし、集団検診の場合は、病院長は、2割 を限度として料金を増減することができる。
(2) エックス線撮影及び診断並びに各種検査 医科点数表により算定した額に <u>1.1</u> を乗じて 得た額(10円未満は四捨五入する。) ただし、集団検診の場合は、病院長は、2割 を限度として料金を増減することができる。	(2) エックス線撮影及び診断並びに各種検査 医科点数表により算定した額に <u>1.051</u> を乗じ て得た額(その額に、5円未満の端数があるとき はこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数 があるときはこれを10円に切り上げる。) ただし、集団検診の場合は、病院長は、2割 を限度として料金を増減することができる。
(3) 特殊健康診断料	(3) 特殊健康診断料
ア 妊婦検診料及び産後検診料 1人につき <u>5,500円</u>	ア 妊婦検診料及び産後検診料 1人につき <u>5,400円</u>
イ 乳児検診料 1人につき <u>3,300円</u>	イ 乳児検診料 1人につき <u>3,240円</u>
ウ 先天性代謝異常検査料 1人につき <u>3,850円</u>	ウ 先天性代謝異常検査料 1人につき <u>3,780円</u>
エ 妊産婦超音波検査料 1人につき <u>1,590円</u>	エ 妊産婦超音波検査料 1人につき <u>1,590円</u>

ただし、医師の指示により基準以外の検査、エックス線診断等を行った場合は、当該検査、エックス線診断等について医科点数表により算定した額に1.1を乗じて得た額（10円未満は四捨五入する。）を加算する。

(4) 短期人間ドック料

- ア 1泊2日コース 1人につき 67,100円
- イ 通院1日コース 1人につき 44,000円
（HCV抗体検査を行う場合は、1,220円を加算する。）

ウ がんドック

- (ア) Aコース（BコースとCコースの内容を合わせたもの） 1人につき 58,780円
- (イ) Bコース（胃がん・肺がんの検診）
1人につき 39,950円
- (ウ) Cコース（乳がん・子宮がん・卵巣がんの検診） 1人につき 22,000円

ただし、医師の指示により基準以外の検査、エックス線診断等を行った場合は、当該検査、エックス線診断等について医科点数表により算定した額に1.1を乗じて得た額（10円未満は四捨五入する。）を加算する。

11 予防接種料

1件につき 220円に、使用薬剤の購入価格に1.1を乗じて得た額を加えた額（10円未満は四捨五入する。）

ただし、公費対象予防接種の場合は、病院長は2割を限度として料金を増減することができる。なお、新潟県の広域的個別予防接種で定められた額が2割を超える場合は、当該額を限度として料金を増減することができる。

12～16 (略)

17 避妊処置料

リング又はウイング

- ア そう入又は交換 1回につき 38,500円
ただし、麻酔を行った場合は、11,000円を加算する。

- イ 抜去 1回につき 6,600円
ただし、麻酔を行った場合は、11,000円を加算する。

ただし、医師の指示により基準以外の検査、エックス線診断等を行った場合は、当該検査、エックス線診断等について医科点数表により算定した額に1.051を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）を加算する。

(4) 短期人間ドック料

- ア 1泊2日コース 1人につき 65,880円
- イ 通院1日コース 1人につき 43,200円
（HCV抗体検査を行う場合は、1,170円を加算する。）

ウ がんドック

- (ア) Aコース（BコースとCコースの内容を合わせたもの） 1人につき 44,880円
- (イ) Bコース（胃がん・肺がんの検診）
1人につき 30,490円
- (ウ) Cコース（乳がん・子宮がん・卵巣がんの検診） 1人につき 16,770円

ただし、医師の指示により基準以外の検査、エックス線診断等を行った場合は、当該検査、エックス線診断等について医科点数表により算定した額に1.051を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）を加算する。

11 予防接種料

1件につき 200円に使用薬剤の購入価格を加えた額に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）

ただし、公費対象予防接種の場合は、病院長は2割を限度として料金を増減することができる。なお、新潟県の広域的個別予防接種で定められた額が2割を超える場合は、当該額を限度として料金を増減することができる。

12～16 (略)

17 避妊処置料

(1) リング又はウイング

- ア そう入又は交換 1回につき 37,800円
ただし、麻酔を行った場合は、10,800円を加算する。

- イ 抜去 1回につき 6,480円
ただし、麻酔を行った場合は、10,800円を加算する。

(2) 経口避妊薬（(3)以外） 1か月分 3,240円

(3) 低用量経口避妊薬 1か月分 2,160円

18 体外受精料		18 体外受精料	
(1) 採卵	1件につき <u>67,370円</u>	(1) 採卵	1件につき <u>65,540円</u>
(2) 採卵、培養	1件につき <u>99,270円</u>	(2) 採卵、培養	1件につき <u>96,020円</u>
(3) 採卵から胚移植まで	1件につき <u>123,280円</u>	(3) 採卵から胚移植まで	1件につき <u>119,130円</u>
19 人工受胎法施術料	1件につき <u>5,500円</u>	19 人工受胎法施術料	1件につき <u>5,400円</u>
20 人工妊娠中絶手術料		20 人工妊娠中絶手術料	
(1) 妊娠満12週までのもの	1件につき <u>110,000円</u>	(1) 妊娠満12週未満のもの	1件につき <u>108,000円</u>
(2) 妊娠満13週から妊娠満22週未満のもの	1件につき <u>220,000円</u>	(2) 妊娠満13週から妊娠満22週未満のもの	1件につき <u>216,000円</u>
(3) 頸管拡張用使用材料	1回につき病院における購入価格に <u>1.1</u> を乗じて得た額 (<u>10円未満は四捨五入する。)</u>	(3) 頸管拡張用使用材料	1回につき病院における購入価格に <u>1.08</u> を乗じて得た額 (<u>その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)</u>
21 婦人避妊手術料	1件につき <u>132,000円</u>	21 婦人避妊手術料	1件につき <u>129,600円</u>
22 死体検案料	1体につき <u>11,000円</u> ただし、検案のため現地へ赴いた場合は、健康保険法の規定による算定方法により算定した往診料相当分に <u>1.1</u> を乗じて得た額 (<u>10円未満は四捨五入する。)</u> を加算する。	22 死体検案料	1体につき <u>10,800円</u> ただし、検案のため現地へ赴いた場合は、健康保険法の規定による算定方法により算定した往診料相当分に <u>1.051</u> を乗じて得た額 (<u>その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)</u> を加算する。
23 死後処置料	1件につき <u>5,500円</u> ただし、浴衣を提供した場合は、浴衣の購入価格に <u>1.1</u> を乗じて得た額 (<u>10円未満は四捨五入する。)</u> を加算する。	23 死後処置料	1件につき <u>5,400円</u> ただし、浴衣を提供した場合は、浴衣の購入価格に <u>1.08</u> を乗じて得た額 (<u>その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)</u> を加算する。
24 歯科料金		24 歯科料金	
(1) 歯冠修復		(1) 歯冠修復	
ア 全部被覆冠		ア 全部被覆冠	
(ア) ポーセレンメタルセラミッククラウン	<u>126,500円</u>	(ア) ポーセレンメタルセラミッククラウン	<u>124,200円</u>
(イ) CAD/CAMオールセラミッククラウン	<u>126,500円</u>	(イ) CAD/CAMオールセラミッククラウン	<u>124,200円</u>
(ウ) フルジルコニア	<u>118,800円</u>	(ウ) フルジルコニア	<u>116,640円</u>
(エ) プレッサブルセラミックス	<u>118,800円</u>	(エ) プレッサブルセラミックス	<u>116,640円</u>
(オ) ハイブリッドセラミックス金合金	<u>73,700円</u>	(オ) ハイブリッドセラミックス金合金	<u>72,360円</u>
(カ) ハイブリッドセラミックス金パラジウム合金	<u>68,200円</u>	(カ) ハイブリッドセラミックス金パラジウム合金	<u>66,960円</u>
(キ) ハイブリッドセラミックスJK		(キ) ハイブリッドセラミックスJK	

	61,600円		60,480円
(ク) 金合金	73,700円	(ク) 金合金	72,360円
(ケ) 金パラジウム・チタン	61,600円	(ケ) 金パラジウム・チタン	60,480円
イ 3/4冠、4/5冠		イ 3/4冠、4/5冠	
(ア) ハイブリッドセラミックス	49,500円	(ア) ハイブリッドセラミックス	48,600円
(イ) 金合金	67,100円	(イ) 金合金	65,880円
(ウ) 金パラジウム・チタン	56,100円	(ウ) 金パラジウム・チタン	55,080円
ウ (略)		ウ (略)	
エ インレー		エ インレー	
(ア) ポーセレン	68,200円	(ア) ポーセレン	66,960円
(イ) プレッサブルセラミックス	68,200円	(イ) プレッサブルセラミックス	66,960円
(ウ) ハイブリッドセラミックス	49,500円	(ウ) ハイブリッドセラミックス	48,600円
(エ) 金合金	56,100円	(エ) 金合金	55,080円
(オ) 金パラジウム・チタン	49,500円	(オ) 金パラジウム・チタン	48,600円
オ コア		オ コア	
(ア) 金合金	18,700円	(ア) 金合金	18,360円
(イ) 金パラジウム・チタン	16,500円	(イ) 金パラジウム・チタン	16,200円
(ウ) 銀合金・その他の合金	8,800円	(ウ) 銀合金・その他の合金	8,640円
(エ) ファイバー	13,200円	(エ) ファイバー	12,960円
(オ) コンポジットレジン	8,800円	(オ) コンポジットレジン	8,640円
カ ベニア修復		カ ベニア修復	
(ア) コンポジットレジン	49,500円	(ア) コンポジットレジン	48,600円
(イ) ポーセレン	86,900円	(イ) ポーセレン	85,320円
(ウ) ハイブリッドセラミックス	61,600円	(ウ) ハイブリッドセラミックス	60,480円
キ (略)		キ (略)	
(2) 欠損補綴		(2) 欠損補綴	
ア 局部床義歯		ア 局部床義歯	
(ア) レジン床義歯		(ア) レジン床義歯	
a 1床1歯から1床4歯まで	97,900円	a 1床1歯から1床4歯まで	96,120円
b 1床5歯から1床8歯まで	127,600円	b 1床5歯から1床8歯まで	125,280円
c 1床9歯から1床12歯まで	157,300円	c 1床9歯から1床12歯まで	154,440円
d 1床13歯、1床14歯	170,540円	d 1床13歯、1床14歯	167,440円
(イ) 金合金		(イ) 金合金	
a 1床1歯から1床4歯まで	425,700円	a 1床1歯から1床4歯まで	417,960円
b 1床5歯から1床8歯まで	454,300円	b 1床5歯から1床8歯まで	446,040円
c 1床9歯から1床12歯まで	481,800円	c 1床9歯から1床12歯まで	473,040円
d 1床13歯、1床14歯	506,000円	d 1床13歯、1床14歯	496,800円
(ウ) 金パラジウム合金		(ウ) 金パラジウム合金	
a 1床1歯から1床4歯まで	397,100円	a 1床1歯から1床4歯まで	389,880円
b 1床5歯から1床8歯まで	412,500円	b 1床5歯から1床8歯まで	405,000円
c 1床9歯から1床12歯まで	454,300円	c 1床9歯から1床12歯まで	446,040円
d 1床13歯、1床14歯	497,200円	d 1床13歯、1床14歯	488,160円
(エ) その他の合金		(エ) その他の合金	
a 1床1歯から1床4歯まで	259,600円	a 1床1歯から1床4歯まで	254,880円
b 1床5歯から1床8歯まで	290,400円	b 1床5歯から1床8歯まで	285,120円
c 1床9歯から1床12歯まで	321,200円	c 1床9歯から1床12歯まで	315,360円
d 1床13歯、1床14歯	338,800円	d 1床13歯、1床14歯	332,640円
(オ) ノンクラスプデンジャー		(オ) ノンクラスプデンジャー	
a 1床1歯から1床4歯まで	82,500円	a 1床1歯から1床4歯まで	81,000円
b 1床5歯から1床8歯まで	85,360円	b 1床5歯から1床8歯まで	83,810円
c 1床9歯から1床12歯まで	88,210円	c 1床9歯から1床12歯まで	86,610円

d 1床13歯、1床14歯	90,750円	d 1床13歯、1床14歯	89,100円
イ 総義歯		イ 総義歯	
(ア) レジン床義歯	150,700円	(ア) レジン床義歯	147,960円
(イ) 金合金	595,100円	(イ) 金合金	584,280円
(ウ) 金パラジウム合金	553,300円	(ウ) 金パラジウム合金	543,240円
(エ) コバルトクロム合金	330,000円	(エ) コバルトクロム合金	324,000円
(オ) チタン	385,000円	(オ) チタン	378,000円
ウ 鑄造鉤		ウ 鑄造鉤	
(ア) 金合金		(ア) 金合金	
a 特殊型	24,200円	a 特殊型	23,760円
b 両翼鉤・双歯鉤	18,700円	b 両翼鉤・双歯鉤	18,360円
(イ) 金パラジウム合金		(イ) 金パラジウム合金	
a 特殊型	18,700円	a 特殊型	18,360円
b 両翼鉤・双歯鉤	14,850円	b 両翼鉤・双歯鉤	14,580円
(ウ) その他の合金		(ウ) その他の合金	
a 特殊型	15,400円	a 特殊型	15,120円
b 両翼鉤・双歯鉤	14,850円	b 両翼鉤・双歯鉤	14,580円
エ 線鉤		エ 線鉤	
両翼鉤・双歯鉤		両翼鉤・双歯鉤	
(ア) 金合金	18,700円	(ア) 金合金	18,360円
(イ) その他の合金	8,800円	(イ) その他の合金	8,640円
オ フック、スパー、レスト		オ フック、スパー、レスト	
(ア) 金合金	13,200円	(ア) 金合金	12,960円
(イ) 金パラジウム合金	10,450円	(イ) 金パラジウム合金	10,260円
(ウ) その他の合金	8,800円	(ウ) その他の合金	8,640円
カ 鑄造バー		カ 鑄造バー	
(ア) 金合金	60,500円	(ア) 金合金	59,400円
(イ) 金パラジウム合金	46,200円	(イ) 金パラジウム合金	45,360円
(ウ) その他の合金	30,800円	(ウ) その他の合金	30,240円
キ 屈曲バー	13,200円	キ 屈曲バー	12,960円
ク 根面キャップ(金合金)	23,100円	ク 根面キャップ(金合金)	22,680円
ケ 咬合面鑄造金属歯(1歯につき)		ケ 咬合面鑄造金属歯(1歯につき)	
(ア) 金合金	12,100円	(ア) 金合金	11,880円
(イ) 金パラジウム合金	9,240円	(イ) 金パラジウム合金	9,072円
(ウ) その他の合金	6,600円	(ウ) その他の合金	6,480円
コ コーヌスクローネ外冠		コ コーヌスクローネ外冠	
歯冠修復物の料金を8,150円を加算した額		歯冠修復物の料金を8,000円を加算した額	
サ ブレード・ティース(片側)		サ ブレード・ティース(片側)	
(ア) 金合金	63,150円	(ア) 金合金	62,000円
(イ) その他の金属	34,630円	(イ) その他の金属	34,000円
シ 診断設計料		シ 診断設計料	
(ア) 磁性アタッチメント(1か所につき)		(ア) 磁性アタッチメント(1か所につき)	
14,260円に使用材料(マグネット材料)の購入価格を加えた額に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)		14,000円に使用材料(マグネット材料)の購入価格を加えた額に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	
(イ) 部品交換		(イ) 部品交換	
7,130円に使用材料(マグネット材料)の購入価格を加えた額に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)		7,000円に使用材料(マグネット材料)の購入価格を加えた額に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこ	

	<p>れを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)</p>
<p>(ウ) その他のアタッチメント 42,780円に使用材料(金属代及びアタッチメント材料)の購入価格を加えた額に<u>1.1</u>を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)</p>	<p>(ウ) その他のアタッチメント 42,000円に使用材料(金属代及びアタッチメント材料)の購入価格を加えた額に<u>1.08</u>を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)</p>
<p>(エ) テレスコープ(1歯につき) 55,510円に使用材料(金属代)の購入価格を加えた額に<u>1.1</u>を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)</p>	<p>(エ) テレスコープ(1歯につき) 54,500円に使用材料(金属代)の購入価格を加えた額に<u>1.08</u>を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)</p>
<p>(3) 矯正</p> <p>ア 矯正相談料 3,080円</p> <p>イ 矯正検査診断料</p> <p>(ア) 形態的検査診断料 40,700円</p> <p>(イ) 機能的検査診断料 14,300円</p> <p>ウ 装置料</p> <p>(ア) 上顎顎外固定装置 71,500円</p> <p>(イ) オトガイ帽装置 71,500円</p> <p>(ウ) 上顎前方牽引装置 88,000円</p> <p>(エ) 機能的矯正装置</p> <p>a バイオネーター 71,500円</p> <p>b アクチバトール 71,500円</p> <p>c ムーシールド 71,500円</p> <p>d ビムラー装置 71,500円</p> <p>e フレンケル装置 110,000円</p> <p>f 咬合斜面板 49,500円</p> <p>g 咬合挙上板 49,500円</p> <p>h 切歯斜面板 22,000円</p> <p>i リップバンパー 49,500円</p> <p>(オ) 拡大装置</p> <p>a クアードヘリックス 44,000円</p> <p>b バイヘリックス 44,000円</p> <p>c コフィンの拡大弧線装置 49,500円</p> <p>d 急速拡大装置 66,000円</p> <p>(カ) 舌側弧線装置 38,500円</p> <p>(キ) トランスパラタルアーチ 38,500円</p> <p>(ク) ペンデュラム装置 110,000円</p> <p>(ケ) スライディングプレート 27,500円</p> <p>(コ) 床矯正装置 38,500円</p> <p>(サ) スペースリゲーター 75,900円</p> <p>(シ) 口腔習癖防止装置 35,200円</p> <p>(ス) セクショナルブラケット装置A 165,000円</p> <p>(セ) セクショナルブラケット装置B(補綴処置前) 77,000円</p> <p>(ソ) マルチブラケット装置A</p> <p>a 金属・審美ブラケット 495,000円</p>	<p>(3) 矯正</p> <p>ア 矯正相談料 3,024円</p> <p>イ 矯正検査診断料</p> <p>(ア) 形態的検査診断料 39,960円</p> <p>(イ) 機能的検査診断料 14,040円</p> <p>ウ 装置料</p> <p>(ア) 上顎顎外固定装置 70,200円</p> <p>(イ) オトガイ帽装置 70,200円</p> <p>(ウ) 上顎前方牽引装置 86,400円</p> <p>(エ) 機能的矯正装置</p> <p>a バイオネーター 70,200円</p> <p>b アクチバトール 70,200円</p> <p>c ムーシールド 70,200円</p> <p>d ビムラー装置 70,200円</p> <p>e フレンケル装置 108,000円</p> <p>f 咬合斜面板 48,600円</p> <p>g 咬合挙上板 48,600円</p> <p>h 切歯斜面板 21,600円</p> <p>i リップバンパー 48,600円</p> <p>(オ) 拡大装置</p> <p>a クアードヘリックス 43,200円</p> <p>b バイヘリックス 43,200円</p> <p>c コフィンの拡大弧線装置 48,600円</p> <p>d 急速拡大装置 64,800円</p> <p>(カ) 舌側弧線装置 37,800円</p> <p>(キ) トランスパラタルアーチ 37,800円</p> <p>(ク) ペンデュラム装置 108,000円</p> <p>(ケ) スライディングプレート 27,000円</p> <p>(コ) 床矯正装置 37,800円</p> <p>(サ) スペースリゲーター 74,520円</p> <p>(シ) 口腔習癖防止装置 34,560円</p> <p>(ス) セクショナルブラケット装置A 162,000円</p> <p>(セ) セクショナルブラケット装置B(補綴処置前) 75,600円</p> <p>(ソ) マルチブラケット装置A</p> <p>a 金属・審美ブラケット 486,000円</p>

b セラミックスブラケット	605,000円	b セラミックスブラケット	594,000円
(ク) マルチブラケット装置B		(ク) マルチブラケット装置B	
a 金属・審美ブラケット	330,000円	a 金属・審美ブラケット	324,000円
b セラミックスブラケット	440,000円	b セラミックスブラケット	432,000円
(フ) 可撤式樹脂矯正装置	440,000円	(フ) 可撤式樹脂矯正装置	432,000円
(ツ) 矯正治療用インプラント		(ツ) 矯正治療用インプラント	
1本につき	27,500円	1本につき	27,000円
(テ) 保定装置		(テ) 保定装置	
a 片顎	33,000円	a 片顎	32,400円
b 両顎	66,000円	b 両顎	64,800円
(ト) 保隙装置		(ト) 保隙装置	
a クラウン(バンド) ループ	26,400円	a クラウン(バンド) ループ	25,920円
b ディスタルシュー	28,600円	b ディスタルシュー	28,080円
c 乳歯義歯		c 乳歯義歯	
(a) 1歯から4歯まで	26,400円	(a) 1歯から4歯まで	25,920円
(b) 5歯から8歯まで	28,600円	(b) 5歯から8歯まで	28,080円
(c) 総義歯	64,900円	(c) 総義歯	63,720円
エ 口腔細菌検査		エ 口腔細菌検査	
(ア) 齲蝕細菌検査	6,710円	(ア) 齲蝕細菌検査	6,588円
(イ) 歯周病原菌検査	15,400円	(イ) 歯周病原菌検査	15,120円
オ 処置料	7,700円	オ 処置料	7,560円
カ 経過観察料(筋機能療法を含む)	5,500円	カ 経過観察料(筋機能療法を含む)	5,400円
キ 転医資料作成料	20,900円	キ 転医資料作成料	20,520円
ク 緊急処置料	8,800円	ク 緊急処置料	8,640円
ケ 必要抜歯		ケ 必要抜歯	
(ア) 難抜歯	1歯につき 8,800円	(ア) 難抜歯	1歯につき 8,640円
(イ) 埋没歯抜	1歯につき 17,600円	(イ) 埋没歯抜	1歯につき 17,280円
(ウ) (ア)・(イ)以外の抜歯	1歯につき 5,500円	(ウ) (ア)・(イ)以外の抜歯	1歯につき 5,400円
コ 萌出困難歯の開窓術		コ 萌出困難歯の開窓術	
(ア) 骨削を要する場合	30,800円	(ア) 骨削を要する場合	30,240円
(イ) 骨削を要しない場合	5,500円	(イ) 骨削を要しない場合	5,400円
(4) マウスガード		(4) マウスガード	
ア エルコフレックス		ア エルコフレックス	
(ア) ノンラミネート	7,150円	(ア) ノンラミネート	7,020円
(イ) ラミネート 2枚	11,550円	(イ) ラミネート 2枚	11,340円
(ウ) ラミネート 3枚	16,500円	(ウ) ラミネート 3枚	16,200円
イ その他のもの(モルテノ、SR-イボカッ プエラストマー等)	30,250円	イ その他のもの(モルテノ、SR-イボカッ プエラストマー等)	29,700円
(5) フッ化物歯面塗布		(5) フッ化物歯面塗布	
ア 塗布(1口腔につき)・イオン導入法(片顎 につき)	1,650円	ア 塗布(1口腔につき)・イオン導入法(片顎 につき)	1,620円
イ 個人トレー法 片顎につき	6,050円	イ 個人トレー法 片顎につき	5,940円
(6) 生活歯の漂白		(6) 生活歯の漂白	
ア オフィスブリーチ 1歯につき	9,900円	ア オフィスブリーチ 1歯につき	9,720円
イ ホームブリーチ		イ ホームブリーチ	
(ア) 松風シェードアップ		(ア) 松風シェードアップ	
a 片顎につき	38,500円	a 片顎につき	37,800円
b トレー1個追加につき	3,850円	b トレー1個追加につき	3,780円
c シリンジ1本追加につき	3,850円	c シリンジ1本追加につき	3,780円
(イ) オパールエッセンス		(イ) オパールエッセンス	
a 片顎につき	38,500円	a 片顎につき	37,800円

b トレー1個追加につき	3,850円	b トレー1個追加につき	3,780円
c シリンジ1本追加につき	2,200円	c シリンジ1本追加につき	2,160円
(7) 生活歯漂白後の経過観察料	2,200円	(7) 生活歯漂白後の経過観察料	2,160円
(8) 失活歯の漂白		(8) 失活歯の漂白	
ア ウオーキングブリーチ		ア ウオーキングブリーチ	
1歯につき	11,000円	1歯につき	10,800円
イ ウオーキングブリーチ及びコンポジットレジン修復	1歯につき 22,000円	イ ウオーキングブリーチ及びコンポジットレジン修復	1歯につき 21,600円
(9) 歯のマニキュア		(9) 歯のマニキュア	
ア 片顎につき	14,850円	ア 片顎につき	14,580円
イ 1歯につき	3,080円	イ 1歯につき	3,024円
ウ 修理1歯につき	1,870円	ウ 修理1歯につき	1,836円
エ メンテナンス	1,870円	エ メンテナンス	1,836円
(10) PMTC	1口腔につき 7,700円	(10) PMTC	1口腔につき 7,560円
(11) 歯周外科手術		(11) 歯周外科手術	
ア 歯冠延長術	9,900円	ア 歯冠延長術	9,720円
イ 骨移植術	30,800円	イ 骨移植術	30,240円
ウ 人工骨移植材填塞処置	14,850円	ウ 人工骨移植材填塞処置	14,580円
エ 顎堤増大術	30,800円	エ 顎堤増大術	30,240円
オ 再生療法(エムドゲイン、PRP)	14,850円	オ 再生療法(エムドゲイン、PRP)	14,580円
カ 結合組織移植術	1歯につき 27,500円	カ 結合組織移植術	1歯につき 27,000円
キ 手術に伴う材料費		キ 手術に伴う材料費	
材料の購入価格に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)		材料の購入価格に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	
(12) 歯周組織再生療法後の歯周治療		(12) 歯周組織再生療法後の歯周治療	
ア 歯周組織検査	1口腔につき 6,160円	ア 歯周組織検査	1口腔につき 6,048円
イ 手術部位の歯面清掃	月1回につき 1,870円	イ 手術部位の歯面清掃	月1回につき 1,836円
ウ 口腔清掃指導	月1回につき 1,870円	ウ 口腔清掃指導	月1回につき 1,836円
エ 咬合調整	1回につき 1,320円	エ 咬合調整	1回につき 1,296円
オ 暫間固定(材料費含む。)	4,290円	オ 暫間固定(材料費含む。)	4,212円
(13) レーザーとフッ素化合物併用による初期齲蝕の改善	月1回につき 5,500円	(13) レーザーとフッ素化合物併用による初期齲蝕の改善	月1回につき 5,400円
(14) メラニン色素除去	1歯1回につき 1,980円	(14) メラニン色素除去	1歯1回につき 1,944円
(15) 歯肉エピテーゼ	1装置につき 11,000円	(15) 歯肉エピテーゼ	1装置につき 10,800円
(16) インプラント料金		(16) インプラント料金	
ア 総合診断料	10,190円	ア 総合診断料	10,000円
イ ステント制作費		イ ステント制作費	
(ア) 1装置につき	15,280円	(ア) 1装置につき	15,000円
(イ) 診断用模型ワックスアップ	5,090円	(イ) 診断用模型ワックスアップ	5,000円
ウ 埋入手術料【1次】	1本につき152,780円	ウ 埋入手術料【1次】	1本につき150,000円
(インプラント体及び手術に伴う材料費を含む)		(インプラント体及び手術に伴う材料費を含む)	
エ ガイデッドサージェリー	20,370円	エ ガイデッドサージェリー	20,000円
手術に伴う材料費		手術に伴う材料費	
材料の購入価格に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)		材料の購入価格に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	

オ 暫間インプラント（アンカーインプラント含む）

- (ア) 埋入手術料 1本につき 10,190円
 (イ) 手術に伴う材料費
 材料の購入価格に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)

カ 埋入手術料【2次】

- (ア) 手術料 1本につき 5,090円
 (イ) 手術に伴う材料費
 材料の購入価格に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)

キ インプラント関連手術

- (ア) 顎堤形成術 1歯相当につき 25,460円
 (イ) GBR技術料加算 1か所 10,190円
 (ウ) ソケットプリザベーション（1歯につき）
 a 人工骨使用あり 21,390円
 b 人工骨使用なし 10,190円
 (エ) 歯肉整形術 1歯につき 15,280円
 (オ) 上顎洞底挙上術 片側 152,780円
 (カ) 骨採取
 a 口腔内（オトガイ部、上顎結節、臼後部等） 1か所 50,930円
 b 口腔外（腸骨、腓骨 等）
 1か所 101,850円
 (キ) オトガイ神経移動術 片側 30,560円
 (ク) 下顎管移動術 片側 101,850円
 (ケ) 粘膜移植術（採取、移植を含む）
50,930円
 (コ) 皮膚移植術（採取、移植を含む）
61,110円
 (サ) インプラント周囲炎に対する薬物注入
1,530円
 (シ) インプラント周囲炎に対するポケット洗浄
 1回につき 1,530円
 (ス) インプラント周囲炎に対する外科処置・骨移植伴う
21,390円
 (セ) インプラント周囲炎に対する外科処置
10,190円
 (ソ) 手術に伴う材料費
 材料の購入価格に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)

ク 技工物料金（上部構造体）

- (ア) 全部鑄造冠
 a 金合金 173,150円
 b その他 126,300円

オ 暫間インプラント（アンカーインプラント含む）

- (ア) 埋入手術料 1本につき 10,000円
 (イ) 手術に伴う材料費
 材料の購入価格に1.08を乗じて得た額
 (その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

カ 埋入手術料【2次】

- (ア) 手術料 1本につき 5,000円
 (イ) 手術に伴う材料費
 材料の購入価格に1.08を乗じて得た額
 (その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

キ インプラント関連手術

- (ア) 顎堤形成術 1歯相当につき 25,000円
 (イ) GBR技術料加算 1か所 10,000円
 (ウ) ソケットプリザベーション（1歯につき）
 a 人工骨使用あり 21,000円
 b 人工骨使用なし 10,000円
 (エ) 歯肉整形術 1歯につき 15,000円
 (オ) 上顎洞底挙上術 片側 150,000円
 (カ) 骨採取
 a 口腔内（オトガイ部、上顎結節、臼後部等） 1か所 50,000円
 b 口腔外（腸骨、腓骨 等）
 1か所 100,000円
 (キ) オトガイ神経移動術 片側 30,000円
 (ク) 下顎管移動術 片側 100,000円
 (ケ) 粘膜移植術（採取、移植を含む）
50,000円
 (コ) 皮膚移植術（採取、移植を含む）
60,000円
 (サ) インプラント周囲炎に対する薬物注入
1,500円
 (シ) インプラント周囲炎に対するポケット洗浄
 1回につき 1,500円
 (ス) インプラント周囲炎に対する外科処置・骨移植伴う
21,000円
 (セ) インプラント周囲炎に対する外科処置
10,000円
 (ソ) 手術に伴う材料費
 材料の購入価格に1.08を乗じて得た額
 (その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

ク 技工物料金（上部構造体）

- (ア) 全部鑄造冠
 a 金合金 170,000円
 b その他 124,000円

(イ) ハイブリットセラミック前装冠 148,700円	(イ) ハイブリットセラミック前装冠 146,000円
(ウ) メタルセラミックウラウン 173,150円	(ウ) メタルセラミックウラウン 170,000円
(エ) オールセラミッククラウン 154,810円	(エ) オールセラミッククラウン 152,000円
(オ) ジルコニアクラウン 228,150円	(オ) ジルコニアクラウン 224,000円
ケ 架工歯 歯冠修復の料金に準じる	ケ 架工歯 歯冠修復の料金に準じる
コ メゾストラクチャー使用時の上部構造体料金 122,220円×インプラント本数+歯冠修復の 料金×本数	コ メゾストラクチャー使用時の上部構造体料金 120,000円×インプラント本数+歯冠修復の 料金×本数
サ AGC(ガルバノフォーミングを用いた可撤 式Cr & Br)34,630円×インプラントの本数	サ AGC(ガルバノフォーミングを用いた可撤 式Cr & Br)34,000円×インプラントの本数
シ テンポラリークラウン 1歯につき4,070円	シ テンポラリークラウン 1歯につき4,000円
ス テンポラリークラウン (メタル) 1歯につき 9,170円	ス テンポラリークラウン (メタル) 1歯につき 9,000円
セ 冠ダツリ、再装着 (トラブル) 1,220円	セ 冠ダツリ、再装着 (トラブル) 1,200円
ソ 修復物の調整・修理 1装置につき	ソ 修復物の調整・修理 1装置につき
(ア) 簡単 6,110円	(ア) 簡単 6,000円
(イ) 困難 12,220円	(イ) 困難 12,000円
(ウ) 著しく困難 18,330円	(ウ) 著しく困難 18,000円
タ 可撤式床義歯	タ 可撤式床義歯
(ア) レジン床 216,940円	(ア) レジン床 213,000円
(イ) 金合金 730,280円	(イ) 金合金 717,000円
(ウ) 金パラジウム合金 473,610円	(ウ) 金パラジウム合金 465,000円
(エ) チタン 356,480円	(エ) チタン 350,000円
(オ) コバルトクロム合金 305,560円	(オ) コバルトクロム合金 300,000円
チ 治療義歯・暫間義歯 点数表により算出した額(印象採得以降のも の)×1.1(10円未満は四捨五入する。)	チ 治療義歯・暫間義歯 点数表により算出した額(印象採得以降のも の)×1.051(その額に、5円未満の端数がある ときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端 数があるときはこれを10円に切り上げる。)
ツ 義歯修理、リベース・リライニング 6,110円+点数表により算出した額(印象採 得以降のもの)×1.1(10円未満は四捨五入す る。)+材料費(材料の購入価格に1.1を乗じて 得た額(10円未満は四捨五入する。))	ツ 義歯修理、リベース・リライニング 6,000円+点数表により算出した額(印象採 得以降のもの)×1.051(その額に、5円未満 の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上 10円未満の端数があるときはこれを10円に切り 上げる。)+材料費(材料の購入価格に1.08を 乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があ るときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の 端数があるときはこれを10円に切り上げる。))
テ 既製アタッチメント(診断・設計料を含む) 1歯につき 34,630円+材料費(材料の購 入価格に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五 入する。))	テ 既製アタッチメント(診断・設計料を含む) 1歯につき 34,000円+材料費(材料の購入 価格に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未 満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以 上10円未満の端数があるときはこれを10円に 切り上げる。))
ト テレスコープ(コーヌスクローネ内冠・ミ リングバー等を含む) 1歯につき 23,430円(金属料金は含まれる)	ト テレスコープ(コーヌスクローネ内冠・ミ リングバー等を含む) 1歯につき 23,000円(金属料金は含まれる)
ナ AGC(ガルバノフォーミングを用いた床義 歯)可撤式床義歯の料金+12,220円×(AG C使用部の)歯数(アタッチメント料金は含ま	ナ AGC(ガルバノフォーミングを用いた床義 歯)可撤式床義歯の料金+12,000円×(AG C使用部の)歯数(アタッチメント料金は含ま

ない)

ニ スクリューオンデンチャー
 $912,590円 + 23,430円 \times \text{インプラント本数}$
 (金属料金は912,590円に含まれる)

ヌ 中間構造物
 スクリューアタッチメント固定
 1か所 34,630円

ネ インプラントナイトガード(院内技工、印象代含む)
 17,310円

ノ 上部構造体に係る材料費
 材料の購入価格に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)

ハ メンテナンス料 1回につき 5,090円

ヒ 相談料 1回につき 3,060円

フ 緊急処置料 6,930円

(17) 麻酔

ア 静脈内鎮静法

(ア) 実施時間が2時間までの場合 13,200円

(イ) 実施時間が2時間を超える場合
 13,200円に2時間を超える30分までごとに6,600円を加算した額

イ 笑気吸入鎮静法

(ア) 実施時間が2時間までの場合 1,870円

(イ) 実施時間が2時間を超える場合
 1,870円に2時間を超える30分までごとに1,870円を加算した額

25 (略)

26 丸山ワクチン注射料 1回につき 220円

27 駐車場利用料

利用区分	外来駐車場を利用する時間帯 利用時間	新潟県立がんセンター新潟病院	新潟県立新発田病院、新潟県立リウマチセンター
患者	3時間まで	無料	
	3時間超	100円	無料
患者以外	2日目以降	1日までごとに100円を加算	
	午前6時30分から午後9時まで	30分までごとに100円を加算(ただし最初の30分は無料)	
患者以外	午後9時から翌日の午前6時30分まで	330円を加算	

ない)

ニ スクリューオンデンチャー
 $896,000円 + 23,000円 \times \text{インプラント本数}$
 (金属料金は896,000円に含まれる)

ヌ 中間構造物
 スクリューアタッチメント固定
 1か所 34,000円

ネ インプラントナイトガード(院内技工、印象代含む)
 17,000円

ノ 上部構造体に係る材料費
 材料の購入価格に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

ハ メンテナンス料 1回につき 5,000円

ヒ 相談料 1回につき 3,000円

フ 緊急処置料 6,800円

(17) 麻酔

ア 静脈内鎮静法

(ア) 実施時間が2時間までの場合 12,960円

(イ) 実施時間が2時間を超える場合
 12,960円に2時間を超える30分までごとに6,480円を加算した額

イ 笑気吸入鎮静法

(ア) 実施時間が2時間までの場合 1,836円

(イ) 実施時間が2時間を超える場合
 1,836円に2時間を超える30分までごとに1,836円を加算した額

25 (略)

26 丸山ワクチン注射料 1回につき 210円

27 駐車場利用料

名称	利用区分	利用料
		1台1日(午前6時30分から翌日の午前6時30分までをいう。) 1回当たりの利用料の額
新潟県立がんセンター新潟病院外来駐車場	患者	利用時間が3時間を超える場合 100円
	患者以外	(1) 午前6時30分から午後9時までの利用 ア 利用時間が30分を超え1時間までの場合 110円 イ 利用時間が1時間を超える場合 110円に1時間を超える30分までごとに50円を加算した額 (2) 午後9時から翌日の午前6時30分までの利用 320円
新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター外来駐車場	患者以外	利用時間が3時間を超える場合 100円

ただし、(略)	ただし、(略)
28 往診用自動車等使用料 往診等に使用した自動車の利用料については、走行メーターを基準として次に掲げる額を合算した額に <u>1.1</u> を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)	28 往診用自動車等使用料 往診等に使用した自動車の利用料については、走行メーターを基準として次に掲げる額を合算した額に <u>1.08</u> を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)
(1) 2キロメートルまでの利用 70円	(1) 2キロメートルまでの利用 60円
(2) (略)	(2) (略)
29 病衣使用料 1日につき 70円	29 病衣使用料 1日につき 60円
30 付添寝具貸付料 1日につき 190円	30 付添寝具貸付料 1日につき 180円
31 (略)	31 (略)
32 患者家族控室利用料(個室に限る。) 1室1泊につき 1,050円	32 患者家族控室利用料(個室に限る。) 1室1泊につき 1,030円
33 薬価基準未収載薬剤料 (1) 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成18年生労働省告示第495号)第1条第4号に該当する場合薬品の購入価格(10円未満は四捨五入する。)	33 薬価基準未収載薬剤料 (1) 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成18年生労働省告示第495号)第1条第4号に該当する場合薬品の購入価格(その価格に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)
(2) その他の場合 薬品の購入価格に <u>1.1</u> を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)	(2) その他の場合 薬品の購入価格に <u>1.08</u> を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)
34 薬価基準収載薬剤の承認外投与に係る薬剤料 薬価基準に定める額(10円未満は四捨五入する。)	34 薬価基準収載薬剤の承認外投与に係る薬剤料 薬価基準に定める額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)
35 HLA検査料 (1) 献腎(死体腎)移植を希望する患者が、(社)日本臓器移植ネットワークへ移植希望登録を行うため、同ネットワークの指定施設(HLA検査施設)の認定を受けた病院において実施する場合 1件につき 11,000円	35 HLA検査料 (1) 献腎(死体腎)移植を希望する患者が、(社)日本臓器移植ネットワークへ移植希望登録を行うため、同ネットワークの指定施設(HLA検査施設)の認定を受けた病院において実施する場合 1件につき 10,800円
(2) その他の場合(次に掲げる検査に限る。) ア～ケ (略) 1件につき 病院における検査委託金額に <u>1.1</u> を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)	(2) その他の場合(次に掲げる検査に限る。) ア～ケ (略) 1件につき 病院における検査委託金額に <u>1.08</u> を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げ

<p>36 医科点数表等に規定する回数を超えて行う診療料医科点数表により算定した額に<u>1.1</u>を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)</p> <p>37～39 (略)</p> <p>40 HBV分子系統解析検査 1件につき <u>330円</u>に、病院における検査委託金額に<u>1.1</u>を乗じて得た額を加えた額(10円未満は四捨五入する。)</p> <p>41 HBVサブジェノタイプ判定検査 1件につき <u>330円</u>に、病院における検査委託金額に<u>1.1</u>を乗じて得た額を加えた額(10円未満は四捨五入する。)</p> <p>42 ペプシノゲン検査 1件につき <u>2,350円</u>に、病院における検査委託金額に<u>1.1</u>を乗じて得た額を加えた額(10円未満は四捨五入する。)</p> <p>43 オンコタイプDX検査 1件につき <u>9,460円</u>に、病院における検査委託金額に<u>1.1</u>を乗じて得た額を加えた額(10円未満は四捨五入する。)</p> <p>44 アミノインデックス検査 (1)～(3) (略) 1件につき <u>2,350円</u>に、病院における検査委託金額に<u>1.1</u>を乗じて得た額を加えた額(10円未満は四捨五入する。)</p> <p>45 遺伝子検査 (1) 検査料(次に掲げる検査に限る。) ア HBOCスクリーニング イ BRCA MLPA ウ クイックHBOC</p>	<p>る。)</p> <p>36 医科点数表等に規定する回数を超えて行う診療料医科点数表により算定した額に<u>1.051</u>を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)</p> <p>37～39 (略)</p> <p>40 HBV分子系統解析検査 1件につき <u>320円</u>に、病院における検査委託金額に<u>1.08</u>を乗じて得た額を加えた額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)</p> <p>41 HBVサブジェノタイプ判定検査 1件につき <u>320円</u>に、病院における検査委託金額に<u>1.08</u>を乗じて得た額を加えた額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)</p> <p>42 ペプシノゲン検査 1件につき <u>2,250円</u>に、病院における検査委託金額に<u>1.08</u>を乗じて得た額を加えた額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)</p> <p>43 オンコタイプDX検査 1件につき <u>9,040円</u>に病院における検査委託金額を加えた額に<u>1.08</u>を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)</p> <p>44 アミノインデックス検査 (1)～(3) (略) 1件につき <u>2,250円</u>に、病院における検査委託金額に<u>1.08</u>を乗じて得た額を加えた額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)</p> <p>45 <u>遺伝子性乳がん・卵巣がん遺伝子検査</u> (1) 検査料(次に掲げる検査に限る。) ア HBOCスクリーニング イ BRCA MLPA ウ クイックHBOC</p>
---	---

エ HBOCシングルサイト
 オ 追加HBOCスクリーニング
 カ MMRスクリーニング
 キ 追加MMRスクリーニング
 ク MMRシングルサイト

1件につき 病院における検査委託金額に1.1
 を乗じて得た額 (10円未満は四捨五入する。)
 (2) カウンセリング料 1回につき 11,000円

46 (略)

備考 次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療その
 他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合
 におけるこれらの規定の適用については、これらの
 規定中の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表
 の右欄に掲げる字句とする。

1	1,290円	1,170円
	2,290円	2,080円
	5,500円	5,000円
	3,300円	3,000円
	2,750円	2,500円
	1,650円	1,500円
2	1日につき、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成18年厚生労働省告示第498号。以下「告示第498号」という。)第10号に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た点数により算出した額に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)	1日につき、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成18年厚生労働省告示第498号。以下「告示第498号」という。)第10号に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た点数により算出した額
3	18,260円	16,600円
	8,910円	8,100円
	6,160円	5,600円
	5,280円	4,800円
	3,630円	3,300円
	2,420円	2,200円
	1,760円	1,600円
	ただし、小上がりを	ただし、小上がりを

エ HBOCシングルサイト

1件につき 病院における検査委託金額に
1.08を乗じて得た額 (その額に、5円未満の端
 数があるときはこれを切り捨て、5円以上10
 円未満の端数があるときはこれを10円に切り上
 げる。)

(2) カウンセリング料 1回につき 10,510円

46 (略)

備考 次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療その
 他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合
 におけるこれらの規定の適用については、これらの
 規定中の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表
 の右欄に掲げる字句とする。

1	1,260円	1,200円
	2,250円	2,140円
	5,400円	5,000円
	3,240円	3,000円
	2,700円	2,500円
	1,620円	1,500円
2	1日につき、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成18年厚生労働省告示第498号。以下「告示第498号」という。)第10号に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た点数により算出した額に1.051を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	1日につき、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成18年厚生労働省告示第498号。以下「告示第498号」という。)第10号に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た点数により算出した額
3	17,930円	16,600円
	8,750円	8,100円
	6,050円	5,600円
	5,180円	4,800円
	3,560円	3,300円
	2,380円	2,200円
	1,730円	1,600円
	ただし、電話を設置	ただし、電話を設置

	設置する場合は、3,300円を増額する。	設置する場合は、3,000円を増額する。		しない場合は、220円を減額する。	しない場合は、200円を減額する。
9	280円	250円	9	270円	250円
	170円	150円		160円	150円
	110円	100円		110円	100円
10(3)	5,500円	5,000円	10(3)	5,400円	5,000円
	3,300円	3,000円		3,240円	3,000円
	3,850円	3,500円		3,780円	3,500円
	算定した額に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)	算定した額		算定した額に1.051を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	算定した額
22	11,000円	10,000円	22	10,800円	10,000円
	往診料相当分に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)	往診料相当額		往診料相当分に1.051を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	往診料相当額
28	合算した額に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)	合算した額	28	合算した額に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	合算した額
36	算定した額に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)	算定した額	36	算定した額に1.051を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	算定した額

附 則

- 1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の規程(別表6の規程を除く。)は、令和元年10月1日以降の利用に係る料金から適用し、同日前の利

用に係る料金については、なお従前の例による。

- 3 改正後の別表6の規程は、平成元年10月1日以降の申込みに係る料金から適用し、同日前の申込みに係る料金については、なお従前の例による。

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、業務用ソフトウェア（Microsoft Office）ライセンスの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年8月2日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

業務用ソフトウェア（Microsoft Office）ライセンス 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和元年9月30日（月）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「文具事務機器」に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(6) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社又は出張所等の名称は問わない。）が所在する者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2314

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年8月21日（水）午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、低温滅菌装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年8月2日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

低温滅菌装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和元年10月31日（木）

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規程に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2323

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和元年8月13日(火)午後5時00分

4 入札の日時及び場所

令和元年8月20日(火)午前10時00分

新潟県立中央病院講堂1

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。